

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（平成13年条例第30号） 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																																							
<p>第1条 （省略）</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 銀行等 銀行法（昭和56年法律第59号）<u>第4条第1項に規定する銀行及び信用金庫</u>をいう。</p> <p>(4) 遊技場等 ぱちんこ屋、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第8号に規定する営業を行うための施設、カラオケボックス、ボーリング場及びこれらに類する施設</u>で規則で定めるものをいう。</p> <p>第3条 （省略）</p> <p>（施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置）</p> <p>第4条 次の表アの項に掲げる区域内において、同表イの項に掲げる施設を新築しようとする者は、同項に掲げる施設である部分の<u>店舗面積</u>をそれぞれ同表ウの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（以下「基準数値」という。）が20以上である場合においては、<u>基準数値以上の台数の自転車等が駐車することができる規模を有する自転車等駐車場</u>を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="107 1110 965 1366"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th colspan="2">前条第1号に規定する区域</th> <th>前条第2号に規定する区域</th> <th colspan="2">前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>小売店舗</td> <td>銀行等</td> <td>小売店舗</td> <td>遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)</td> <td>ぱちんこ屋</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>145平方メートル</td> <td>70平方メートル</td> <td>45平方メートル</td> <td>140平方メートル</td> <td>30平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の<u>店舗面積</u>の算定方法は、規則で定める。</p>	ア	前条第1号に規定する区域		前条第2号に規定する区域	前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域		イ	小売店舗	銀行等	小売店舗	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)	ぱちんこ屋	ウ	145平方メートル	70平方メートル	45平方メートル	140平方メートル	30平方メートル	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 銀行等 銀行法（昭和56年法律第59号）<u>第2条第2項に規定する銀行業又は信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条の金庫の事業を行うための施設</u>をいう。</p> <p>(4) 遊技場等 ぱちんこ屋、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第5号に規定する営業を行うための施設、カラオケボックス及びボーリング場</u>をいう。</p> <p>第3条 （現行のとおり）</p> <p>（施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置）</p> <p>第4条 次の表アの項に掲げる区域内において、同表イの項に掲げる施設を新築しようとする者は、同項に掲げる施設である部分の<u>店舗等面積</u>をそれぞれ同表ウの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（以下「基準数値」という。）が20以上である場合においては、<u>当該基準数値以上の台数の自転車等を駐車することができる規模を有する自転車等駐車場</u>を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1019 1110 1899 1366"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th colspan="2">前条第1号に規定する区域</th> <th colspan="2">前条第2号に規定する区域</th> <th colspan="2">前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>小売店舗及び飲食店</td> <td>事務所及び銀行等</td> <td>小売店舗及び飲食店</td> <td>事務所及び銀行等</td> <td>遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)</td> <td>ぱちんこ屋</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>210平方メートル</td> <td>250平方メートル</td> <td>160平方メートル</td> <td>190平方メートル</td> <td>170平方メートル</td> <td>60平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の<u>店舗等面積</u>の算定方法は、規則で定める。</p>	ア	前条第1号に規定する区域		前条第2号に規定する区域		前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域		イ	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)	ぱちんこ屋	ウ	210平方メートル	250平方メートル	160平方メートル	190平方メートル	170平方メートル	60平方メートル	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>類する施設を規則で定めることを想定しないため、これに係る規定を削る。</p> <p>店舗以外の部分も面積の算定に含めることに伴う規定整備及び字句整理</p> <p>対象施設の拡大実態に合わせた設置義務台数の見直し</p> <p>規定整備</p>
ア	前条第1号に規定する区域		前条第2号に規定する区域	前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域																																					
イ	小売店舗	銀行等	小売店舗	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)	ぱちんこ屋																																				
ウ	145平方メートル	70平方メートル	45平方メートル	140平方メートル	30平方メートル																																				
ア	前条第1号に規定する区域		前条第2号に規定する区域		前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域																																				
イ	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く。)	ぱちんこ屋																																			
ウ	210平方メートル	250平方メートル	160平方メートル	190平方メートル	170平方メートル	60平方メートル																																			

(施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)  
第5条 指定区域内における施設の増築であって、当該増築部分の全部又は一部が前条第1項の表イの項に掲げる施設であるものをしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる日前に建築された部分、第9条第1項又は第2項の規定により前条又はこの条の規定の適用がないものとして新築し、又は増築した部分及びこの条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間に新築又は増築の工事に着手した部分を除く。)をすべて新築したものとみなして前条の規定により算定した基準数値が20以上である場合においては、基準数値以上の台数の自転車等が駐車することができる規模を有する自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合等の措置)  
第6条 (省略)  
2 小売店舗の敷地が第3条第1号に規定する区域及び同条第2号に規定する区域にわたる場合は、当該小売店舗である部分の全部について同条第2号に規定する区域内の小売店舗に関する前2条の規定を適用する。

3 銀行等の敷地が第3条第1号に規定する区域及び同条第2号に規定する区域にわたる場合は、当該銀行等である部分の全部について同条第1号に規定する区域内の銀行等に関する前2条の規定を適用する。

第7条 (省略)

(新設)

(設置の届出)  
第8条 (省略)

(施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)  
第5条 指定区域内における施設の増築であって、当該増築部分の全部又は一部が前条第1項の表イの項に掲げる施設であるものをしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる日前に建築された部分、第12条第1項の規定により前条又はこの条の規定の適用がないものとして新築し、又は増築した部分及びこの条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間に新築又は増築の工事に着手した部分を除く。)を全て新築したものとみなして前条の規定により算定した基準数値が20以上である場合においては、当該基準数値以上の台数の自転車等を駐車することができる規模を有する自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合等の措置)  
第6条 (現行のとおり)  
2 小売店舗、飲食店、事務所又は銀行等(以下この項並びに第12条第2項及び第3項において「小売店舗等」という。)の敷地が第3条第1号に規定する区域及び同条第2号に規定する区域にわたる場合は、当該小売店舗等である部分の全部について同号に規定する区域内の小売店舗等に関する前2条の規定を適用する。  
(削る。)

第7条 (現行のとおり)

(自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示)  
第8条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場を利用しようとする者に対し、当該自転車等駐車場の位置、利用方法等を市長が定めるところにより分かりやすく表示するように努めなければならない。

(設置の届出)  
第9条 (現行のとおり)

条ずれ等に伴う  
規定整備

字句整理

同上

第4条の改正に  
伴う規定整備

字句整理

第4条の改正に  
伴う規定整備

案内表示の設置  
努力義務規定の  
新設

条ずれに伴う規  
定整備

(新設)

(新設)

(適用の除外等)

第9条 この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに指定区域となった場合において、当該指定区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗又は遊技場等であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該新たに指定区域となった区域内にあるものに限る。）の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定（小売店舗又は遊技場等に係る部分に限る。）は、適用しない。ただし、当該指定区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が指定区域である場合は、この限りでない。

2 この条例の施行の日後第3条第1号に規定する区域以外の区域が新たに同号に規定する区域となった場合において、当該区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が銀行等であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該新たに同号に規定する区域となった区域内にあるものに限る。）の工事に着手した者については、第4条及び第

(自転車等駐車場の規模の特例)

第10条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場は、当該施設における自転車等の駐車需要が当該施設の規模に照らして著しく少なく、周辺的生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの規定により算定した基準数値を、規則で定めるところにより減ずることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする場合は、あらかじめ、市長に申請して、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(自転車等駐車場を設置する場所の特例)

第11条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場は、周辺の土地利用の状況その他の特別な理由によりやむを得ないと市長が認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該自転車等駐車場の場所を、当該施設の敷地に到達するために歩行する距離が第3条第1号に規定する区域にあつてはおおむね250メートル以内、同条第2号に規定する区域にあつてはおおむね100メートル以内である場所とすることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。

(適用の除外等)

第12条 この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに指定区域となった場合において、当該指定区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該施設の敷地の全部又は一部が当該新たに指定区域となった区域内にある場合に限る。）の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定は、適用しない。ただし、当該指定区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が指定区域である場合は、この限りでない。

(削る。)

自転車等駐車場の規模に係る特例規定の新設

自転車等駐車場の設置場所に係る特例規定の新設

条ずれに伴う規定整備  
第4条の改正に伴う規定整備

同上

<p><u>5条の規定（銀行等に係る部分に限る。）は、適用しない。ただし、当該同号に規定する区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が同号に規定する区域である場合は、この限りでない。</u></p>		
<p>3 <u>この条例の施行の日後第3条第1号に規定する区域が同条第2号に規定する区域に変更された場合において、当該変更された日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該同号に規定する区域に変更された区域内にあるものに限る。）の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該変更された日前から引き続き当該施設の敷地の一部が第3条第2号に規定する区域である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後第3条第1号に規定する区域が同条第2号に規定する区域に変更された場合において、当該変更された日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗等であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該同号に規定する区域に変更された区域内にある場合に限る。）の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗等の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該変更された日前から引き続き当該施設の敷地の一部が第3条第2号に規定する区域である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>規定整備  第4条の改正に伴う規定整備</p>
<p>4 <u>この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに第3条第2号に規定する区域となった場合において、当該区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗であり、かつ、その敷地が当該新たに同号に規定する区域となった区域及び同条第1号に規定する区域にわたるものに限る。）の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該第3条第2号に規定する区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が同号に規定する区域である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに第3条第2号に規定する区域となった場合において、当該区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗等であり、かつ、その敷地が当該新たに同号に規定する区域となった区域及び当該区域が同号に規定する区域となった日前から引き続き同条第1号に規定する区域である区域にわたる場合に限る。）の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗等の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該第3条第2号に規定する区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が同号に規定する区域である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>規定整備  第4条の改正に伴う規定整備 規定整備  第4条の改正に伴う規定整備</p>
<p>（自転車等駐車場の管理） 第10条 （省略）</p>	<p>（自転車等駐車場の管理） 第13条 （現行のとおり）</p>	<p>条ずれに伴う規定整備</p>
<p>（立入検査） 第11条 （省略）</p>	<p>（立入検査） 第14条 （現行のとおり）</p>	<p>同上</p>
<p>（措置命令） 第12条 市長は第4条、第5条、第7条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずること</p>	<p>（措置命令） 第15条 市長は、第4条、第5条、第7条又は第13条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずること</p>	<p>条ずれに伴う規定整備及び字句整理</p>

<p>ができる。</p> <p>(委任) 第13条 (省略)</p> <p>(罰則) 第14条 第12条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第8条の規定に違反して届出をしなかった者 (2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第15条 (省略)</p>	<p>とができる。</p> <p>(委任) 第16条 (現行のとおり)</p> <p>(罰則) 第17条 第15条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条の規定に違反して届出をしなかった者 (2) 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第18条 (現行のとおり)</p>	<p>条ずれに伴う規定整備</p> <p>同上</p> <p>字句整理 条ずれに伴う規定整備</p> <p>同上</p>
---	---	--